資料６－１

７水管第 246 号
令和７年５月２日

水産政策審議会 会長
佐々木　貴文　殿

農林水産大臣　江藤　　拓

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について（諮問第 479 号）

別紙のとおり、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 119 条第６項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省令第　　号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百十九条第二項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年　　月　　日

農林水産大臣　江藤　拓

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

| 改正後 | |
|---|---|
| 別表第四（第二十三条関係） | |
| 大臣許可漁業 | 制限又は禁止 |
| （略） | （略） |
| かつお・まぐろ漁業 | 一～三　（略）<br>四　中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。<br>五　（略）<br>六　中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）によるかつおの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。<br>七　（略）<br>（削る。）<br>八～十三　（略）<br>十四　インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。<br>十五　（略）<br>（削る。）<br>十六・十七　（略）<br>十八　大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるじんべえざめの採捕は、禁止する。<br>十九～二十一　（略）<br>二十二　大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。<br>二十三・二十四　（略）<br>二十五　北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点 |

| 改正前 | |
|---|---|
| 別表第四（第二十三条関係） | |
| 大臣許可漁業 | 制限又は禁止 |
| （略） | （略） |
| かつお・まぐろ漁業 | 一～三　（略）<br>（新設）<br>四　（略）<br>五　中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）によるかつおの採捕は、農林水産大臣が定める期間内においては、禁止する。<br>六　（略）<br>七　中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。<br>八～十三　（略）<br>（新設）<br>十四　（略）<br>十五　インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。<br>十六・十七　（略）<br>（新設）<br>十八～二十　（略）<br>（新設）<br>二十一・二十二　（略）<br>二十三　北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点 |

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |

に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域（次号から第二十八号までにおいて「西大西洋の海域」という。）におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。

二十六～三十　（略）

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |

に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域（次号から第二十六号までにおいて「西大西洋の海域」という。）におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。

二十四～二十八　（略）

附　則

この省令は、令和七年七月一日から施行する。

資料６－２

# 漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について
# （大西洋条約海域におけるじんべえざめ及びいとまきえい科の採捕禁止措置）

令 和 ７ 年 ５ 月
水 産 庁 国 際 課

## １　趣旨

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約（昭和 44 年条約第１号）第３条１に基づく大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下「ＩＣＣＡＴ」という。）は、同条約第１条に規定する海域（以下「大西洋条約海域」という。）において漁獲されるまぐろ類等の保存管理に必要な管理措置を勧告し、締約国はそれらの管理措置の適用を確保するため、必要な措置を講じることが求められている。

令和５年 11 月に開催されたＩＣＣＡＴ第 28 回通常会合において、大西洋条約海域で漁獲されるじんべえざめ及びいとまきえい科の船上保持、転載、陸揚げを禁止する保存管理措置が採択され、令和６年 11 月のＩＣＣＡＴ第 24 回特別会合で当該保存管理措置の発効が合意された。

これを受け、我が国においても当該保存管理措置を担保するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第５号。以下「許可省令」という。）の一部改正を行うこととする。

## ２　概要

許可省令第 23 条及び同条に関する別表第４のかつお・まぐろ漁業の項の規定において、かつお・まぐろ漁業における操業上の制限又は禁止が定められている。

大西洋条約海域で漁獲されるじんべえざめ及びいとまきえい科の船上保持等を禁止する保存管理措置の発効が、令和６年 11 月のＩＣＣＡＴ第 24 回特別会合で合意されたことから、これを担保するため、本省令改正では、許可省令別表第４のかつお・まぐろ漁業の項新第 18 号及び新第 22 号として、大西洋条約海域におけるじんべえざめ及びいとまきえい科の採捕を禁止する旨の規定を新設する。

また、今般の改正を契機として、省令別表第４のかつお・まぐろ漁業の項第４から７号まで並びに第 14 号及び第 15 号の規定順について、所要の改正を行う。

（参考１）

## 大西洋まぐろ類保存国際委員会（ＩＣＣＡＴ）の概要
## International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas

１９６６年５月１４日 日本署名
１９６７年８月２４日 日本批准
１９６９年３月２１日 発効
事務局：マドリッド(スペイン)

１　目的：
条約水域（大西洋全水域）におけるマグロ、カツオ、カジキ類の資源管理

２　設立条約：
大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約
（International Convention for the Conservation of Atlantic Tunas）

３　概要：
（１）締 約 国：５３ヶ国・地域
（２）対象水域：大西洋全水域（含む地中海）
（３）対象魚種：マグロ類（カツオ、マグロ、カジキ類）

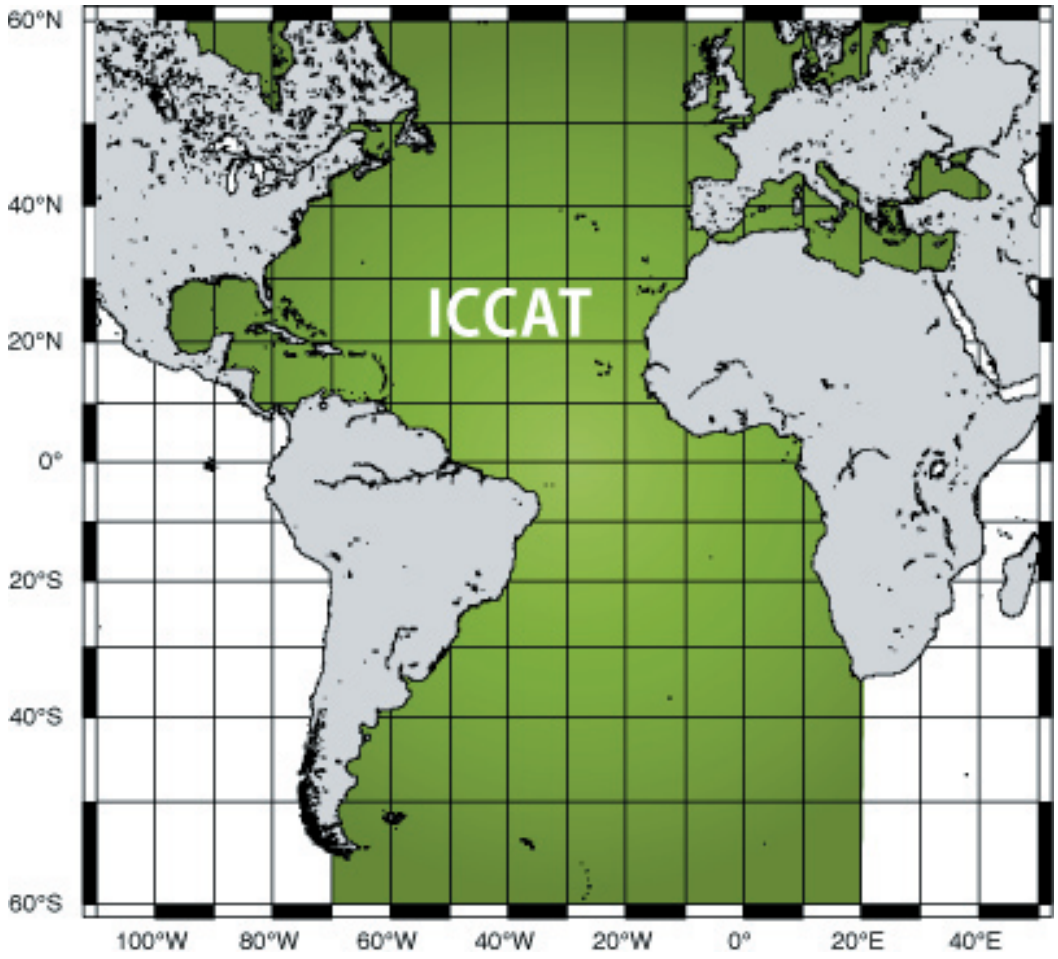

【ＩＣＣＡＴ条約水域図】

（参考２）

23-12

# RECOMMENDATION BY ICCAT FOR THE CONSERVATION OF WHALE SHARKS (RHINCODON TYPUS) CAUGHT IN ASSOCIATION WITH ICCAT FISHERIES

（ICCAT 漁業に関連して漁獲されたじんべえざめ（RHINCODON TYPUS）の保護のための ICCAT による勧告）

（2024 年 11 月合意）

【関連部分抜粋】

THE INTERNATIONAL COMMISSION FOR THE CONSERVATION OF ATLANTIC TUNAS (ICCAT) RECOMMENDS THAT:

1. CPCs shall prohibit their flagged fishing vessels from retaining on board, transhipping, or landing, in whole or in part, any specimen of whale shark (Rhincodon typus) caught in ICCAT fisheries.

（仮訳）

*大西洋まぐろ類保存国際委員会は次のように勧告する：*

1. 締約国等は、ICCAT 漁業で採捕されたじんべえざめ（Rhincodon typus）の標本の全部または一部を、自国籍漁船が船上で保持、転載、または陸揚げすることを禁止する。

（参考２）

24-12

RECOMMENDATION BY ICCAT REPLACING RECOMMENDATION 23-14 ON MOBULID RAYS (FAMILY MOBULIDAE) CAUGHT IN ASSOCIATION WITH ICCAT FISHERIES

（ICCAT 漁業に関連して漁獲されたいとまきえい（いとまきえい科）に関する勧告 23-14 に代わる ICCAT の勧告）

（2024 年 11 月合意）

【関連部分抜粋】

THE INTERNATIONAL COMMISSION FOR THE CONSERVATION OF ATLANTIC TUNAS (ICCAT) RECOMMENDS THAT:

1. Contracting Parties, and Cooperating non-Contracting Parties, Entities or Fishing Entities (hereafter referred to as CPCs) shall prohibit retaining onboard, transhipping, landing or storing any part or whole carcass of all species of mobulid rays (family Mobulidae) as listed in the Recommendation by ICCAT on fishes considered to be tuna and tuna-like species or oceanic, pelagic, and highly migratory elasmobranchs (Rec. 19-01) and taken in the Convention area in association with ICCAT fisheries.

（仮訳）

*大西洋まぐろ類保存国際委員会は次のように勧告する：*

1. 締約国等は、まぐろ類と考えられる魚、又は海洋性、遠洋性及び高回遊性の浮遊性魚類に関する ICCAT の勧告（Rec.19-01）に記載され、ICCAT の漁業に関連して条約域内で採捕されたいとまきえい（いとまきえい科）全種の死体の一部又は全部を船上で保持、転載、陸揚げ又は保管することを禁止する。

（参考３）

# ジンベエザメの詳細

ジンベエザメ（Last and Stevens 1994）

- **英名及び学名**

  英名：Whale shark

  学名：*Rhincodon typus*

- **大きさ**

  全長：10m以上

- **分布**

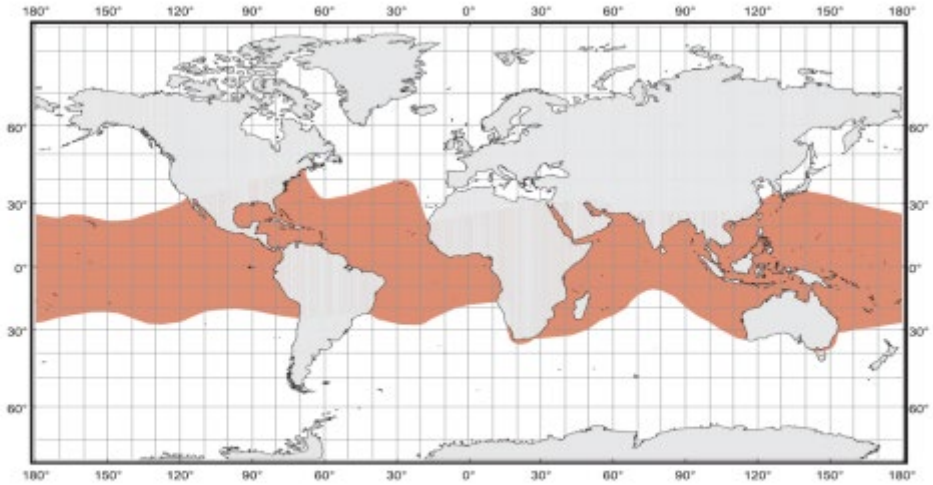


**図 3. 世界のジンベエザメの分布（Compagno 2001）**

- **利用・用途**

鰭はフカヒレスープの原料に、肉は食用になり、1990 年代には、諸外国でジンベエザメを食用とする需要も高まったが、日本では利用されない。なお、医薬品としての利用については特筆すべき報告例はない。水族館で飼育、展示されている個体は、定置網で混獲された個体である。エコツーリズムの高まりを背景に、ダイビングをはじめとした観光資源として重要である。

（参考３）

● **漁業の特徴**

我が国ではジンベエザメを対象とした漁業はない。定置網への迷入は、主に沖縄本島から九州、四国太平洋沿岸で発生している（内田 1995a）が、千葉県以西の本州太平洋沿岸や能登半島以西の日本海沿岸でも確認されている。

フィリピンでは 1990 年代半ばに年間 450～799 個体の漁獲があり（Alava *et al*. 2002）、インドでは 1999 年 3 月から 2000 年 5 月までに 600 個体の水揚げが記録されている（Hanfee 2001）。1990 年代後半には、各地で漁獲の減少が見られるようになった。2000 年代にインドネシア東部で小規模な漁業により、鰭を採集する目的で漁獲が行われていた（White and Cavanagh 2007）。1995 年にモルディブ、2001 年にインド、2007 年にフィリピン、2008 年に台湾でジンベエザメ漁獲が禁止された（Akhilesh *et al*. 2012、Rowat and Brooks 2012）。

近年は、マグロ類の RFMO において、ジンベエザメを視認した際の付近でのまき網操業の禁止措置が採用されたことに伴い、まき網操業で網内に入ったジンベエザメの放流後の生残調査結果が報告されている（Escalle *et al*. 2014、Murua *et al*. 2014）

写真及び文章は水産研究・教育機構
「令和５年度国際漁業資源の現況」より抜粋

（参考３）

# イトマキエイの詳細

ICCAT ではイトマキエイ科として７種が指定されている。

| 科 | 属 | 種 |
|---|---|---|

Mobulidae

Manta 属

Mobula 属

【オニイトマキエイ】

【イトマキエ

①Manta alfredi

【和名：ナンヨウマンタ】

②Manta birostris

【和名：オニイトマキエイ】

③Mobula hypostoma

【和名：タイセイヨウイトマキエイ】

④Mobula japonica

【和名：イトマキエイ】

⑤Mobula mobular

【和名：イトマキエイ】

⑥Mobula tarapacana

【和名：タイワンイトマキエイ】

⑦Mobula thurstoni

【和名：ヒメイトマキエイ】

画像は全米熱帯まぐろ類委員会
（IATTC：Inter-American Tropical Tuna Commission）
「BYC-09-Mobulids rays」より抜粋